

(整理番号 129) ※注

中国語サークル

海老名市立総合福祉会館指定管理者
社会福祉法人海老名市社会福祉協議会
会長 前田 洋子
(印章省略)

令和3年度 海老名市立総合福祉会館の利用の決定について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろより、当協議会の総合福祉会館の管理運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般いただきました令和3年度の総合福祉会館利用申込書を精査し、下記のとおり利用団体として登録いたしましたので、ご案内いたします。

なお、決定した事項に関するお問い合わせは、平日の8時30分から17時15分まで、海老名市社会福祉協議会（電話：046-231-4122）でお受けいたします。

記

1. 減免の可否

減免する

2. 利用申請の期間

2か月前

3. 減免及び利用申請の期間の決定基準

別紙のとおり（貴団体は区分「 E 」に該当します）

4. 利用申請の受付について

窓口又は電話・FAXでの受付時間は下表のとおりです。

申請方法	受付時間	
窓口	休館日以外	9:00～21:30
	休館日	9:00～17:15
電話	曜日にかかわらず	10:00～17:00
FAX	曜日にかかわらず	10:00～17:00 (受付時間後に受信したFAXは翌受付日の10:00に受信したものと扱います。)

※注 電話での利用申請時には整理番号（この通知の上部の番号）が必要となります。

※注 電話での利用予約をされる方に、整理番号の申し出を徹底してください。

減免及び利用申請期間の決定基準

記号	減免区分	申請期間	該当する団体の説明
A	全額減免(1号)	2か月前	高齢者福祉を目的とする団体
B	全額減免(1号)	2か月前	高齢者団体(構成員全てが60歳以上で、会員相互の親睦、生きがい活動を目的とする団体)
C	全額減免(1号)	2か月前	障害者団体、又は、障害者福祉を目的とする団体
D	全額減免(1号)	2か月前	児童福祉を目的とする団体、又は、母子及び寡婦福祉を目的とする団体
E	全額減免(1号)	2か月前	A～Dに準ずる団体
G	全額減免(2号)	随時	海老名市
I	全額減免(3号)	随時	国又は他の地方公共団体
J	全額減免(4号)	1か月前	次の1～5のいずれかに該当する団体 1. 市内の小中学校が教育活動に利用する場合 2. 市内の高等学校が主催する行事等及び教育活動として利用する場合 3. 市内の民間保育所(園)が保育活動として利用する場合 4. 市内の民間幼稚園が教育活動として利用する場合 5. 市内の社会教育団体が社会教育に関する行事等に利用する場合
K	全額減免(4号)	1か月前	市内の公共的団体が市民を対象に全市的規模で公益的な事業活動に利用する場合
L	減免しない	1か月前	A～Kのいずれにも該当しない団体